

育児休業手当金・介護休業手当金の給付上限額が変わりました

育児休業手当金・介護休業手当金は、標準報酬日額に法律で定められた給付割合を掛けた額が支給されます。この給付額には上限があり、毎年8月に改定されます。

令和6年8月1日からの給付上限額が引き上げとなりましたので、次のとおりお知らせいたします。

※雇用保険加入の方は、雇用保険からの給付が優先となりますので、手当金は対象外です。

給付金		給付上限額/日	
		変更前 (令和6年7月まで)	変更後 (令和6年8月から)
育児休業手当金	育児休業開始日から 180日目まで (給付割合67%)	14,097円	14,334円
	181日目から 手当金支給終了日まで (給付割合50%)	10,520円	10,697円
介護休業手当金	介護休暇取得日数 通算66日まで (給付割合67%)	15,513円	15,778円

対象者は？

標準報酬月額が、**育児休業手当金は500,000円以上**

介護休業手当金は530,000円以上の方に給付上限額が適用されます。



給付額の差はどれくらい？

1か月間、育児休業を取得した場合

[給付上限額×支給日数 (通常は土日を除いた22日)]

- 育児休業開始日から180日目まで：**5,214円**の差額が生じます！
(7月までは310,134円 → 8月からは315,348円)
- 181日目以降：**3,894円**の差額が生じます！
(7月までは231,440円 → 8月からは235,334円)



66日間、介護休暇を取得した場合 [給付上限額×支給日数 (66日)]

合計：**17,490円**の差額が生じます！

(7月までは1,023,858円 → 8月からは1,041,348円)

ぜひ一度、使ってみませんか？ **マイナンバーカードの保険証利用**

詳細は厚生労働省WEBサイトをご確認ください。https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html

